建築基準法に基づく定期報告が変わります【福岡市】

令和５年４月１日から

・**特定建築物（共同住宅）**の報告は**原則電子申請**とし、受付は**福岡市**で行います。

注意　**福岡市内の建築物（共同住宅）のみ対象**です。福岡市以外の報告はこれまでどおりです。

・**新しい報告書（建築物）様式**（※裏面参照）が利用できます。

令和5年4月1日から

報告の種類		提出先	提出方法
建築物	共同住宅	福岡市（監察指導課）	電子申請
	共同住宅以外	福岡県建築住宅センター	窓口（紙）
建築設備		福岡県建築住宅センター	窓口（紙）
防火設備		福岡県建築住宅センター	窓口（紙）
建築設備		福岡県建築住宅センター	窓口（紙）
昇降機・遊戯施設		福岡県建築住宅センター	窓口（紙）

【電子申請のメリット】

〇いつでも、どこでも申請可能（**来庁不要**）！

〇 報告書の**印刷不要**！

〇 **結果通知が早く届く**！

〇 新しい報告書様式では**入力手間を軽減**！

〇 新しい報告書様式では**１つのファイルで複数棟、複数年度**の報告書が作成・管理可能！

【今後のスケジュール】

〇 令和５年３月末頃　**電子申請の具体的な方法**をホームページ等へ掲載します。

電子申請による定期報告のイメージ

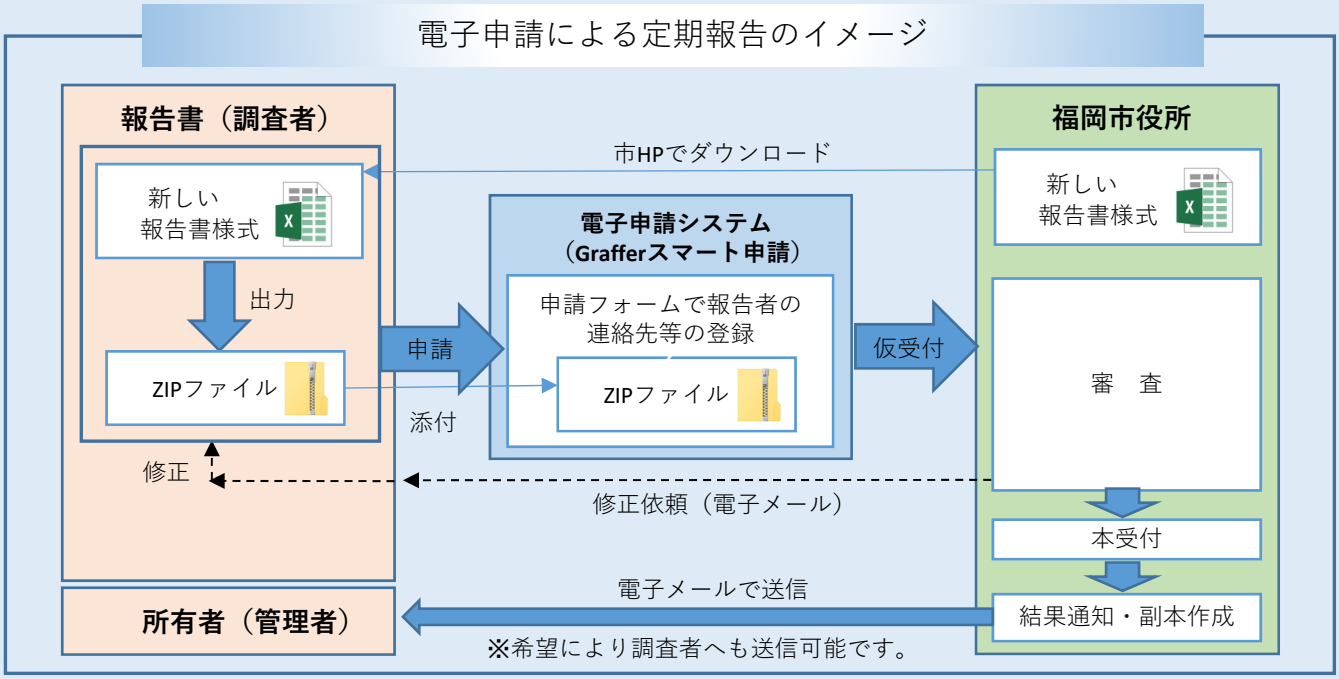

新しい報告様式の使い方、電子申請の具体的な方法については下記**ホームページにマニュアルを掲載します**。なお、ご不明な点がございましたら下記問合せ先へご連絡ください。

福岡市ホームページ（定期報告）URL:
https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/kansatsu/life/hukuokasiteikihoukoku_dennsisinnseitou.html

※新しい報告様式の**作成マニュアル**、**Q&A**はこちらで確認下さい。

【問合せ先】
福岡市中央区天神1-8-1（福岡市役所４階）
福岡市 住宅都市局 建築指導部 監察指導課（定期報告担当）

Tel　：092-707-3908（**定期報告専用ダイヤル**）
FAX　：092-733-5584
E-mail:　kansatsu.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

裏面も有ります

新しい報告書様式（Excel）
（福岡市のホームページよりダウンロードできます）

【主な特徴】
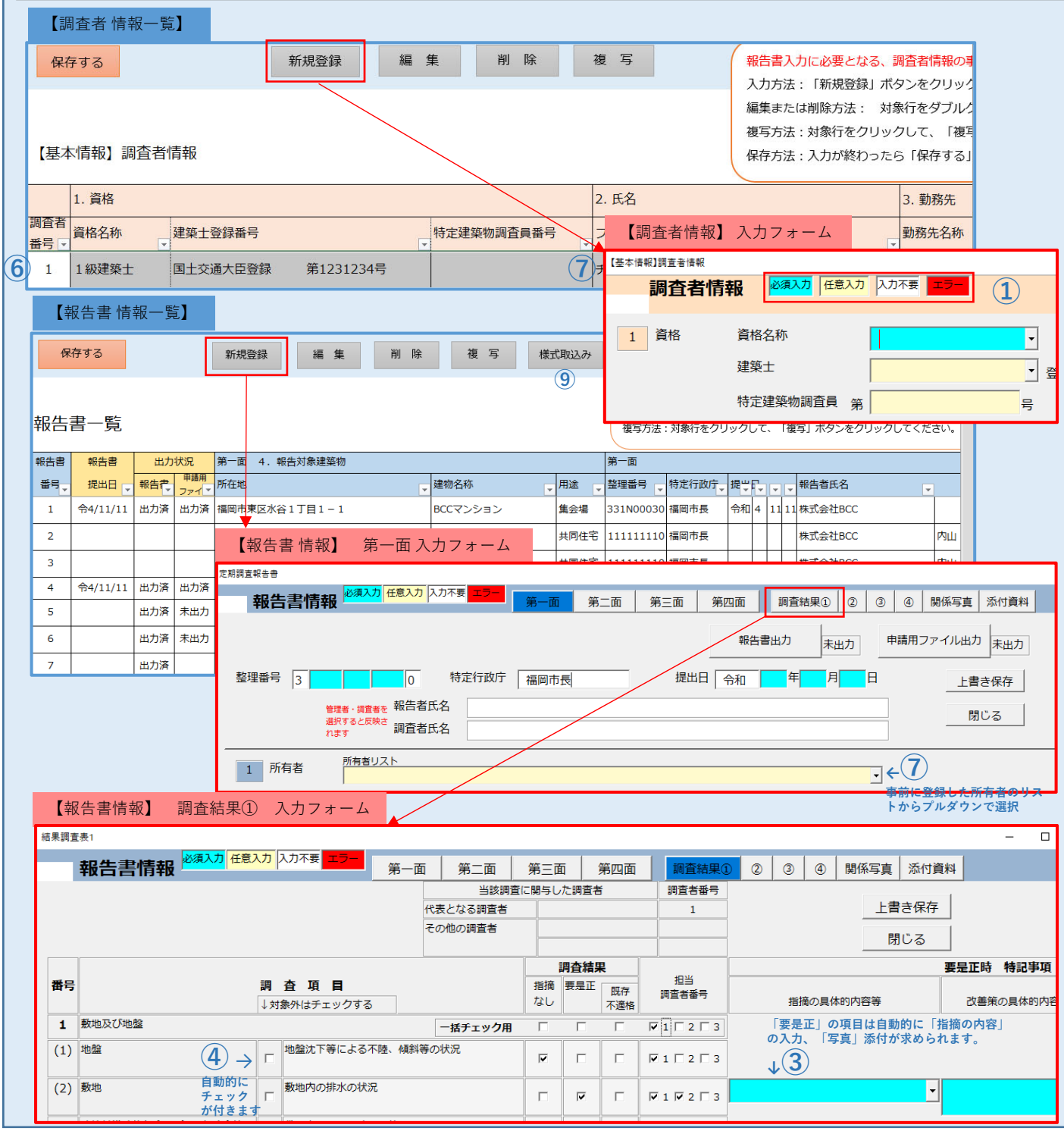
① エラー表示により**入力漏れ等を防止**。
② 報告書各面、調査表、写真台帳間で**入力情報の整合**が図れる
③ **要是正項目の写真台帳を自動作成**
④ 構造種別を選択すると、**調査対象項目を自動的に表示**
⑤ 階別、用途別**面積表を自動集計**
⑥ １つのファイルで**複数棟・複数年度報告書を作成・管理可能**
⑦ 調査者、管理者所有者の情報を一度登録すれば、報告書作成時の入力手間が省略できる
⑧ **紙への印刷も可能**（共同住宅以外の建築物の報告にも利用可能）
⑨ **旧様式で作成したデータの取込機能**により、「新しい報告様式」への移行が簡単
⑩ 法改正による**様式変更にも**、**簡単な作業で移行**できるよう対応予定